

財 関 第 1175 号  
平成 18 年 9 月 29 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

### 関税定率法基本通達の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)等の施行に伴い、関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 18 年 10 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

関税定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号)の一部を次のように改正する。

- 1 . 14-19 の(2)のイを次のように改める。  
イ 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 19 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)別表の 1(購入基準)に掲げるもの及びこれらに通常必要とされる附属品等
- 2 . 14-19 の(2)のロを削り、同項の(2)のハを同項の(2)のロとする。
- 3 . 15-1 の(8)中「第 17 条第 2 号」を「第 17 条第 3 号」に改め、同項の(9)中「第 17 条第 3 号」を「第 17 条第 4 号」に改め、同項の(10)中「第 17 条第 4 号」を「第 17 条第 5 号」に改め、同項の(11)のイの(イ)中「第 17 条第 2 号」を「第 17 条第 3 号」に改める。
- 4 . 15-3 の(3)のチ中「上記イからトまで」を「上記イからチまで」に改め、同項の(3)のチを同項の(3)のリとし、同項の(3)のトを同項の(3)のチとし、

同項の(3)のへを同項の(3)のトとし、同項の(3)のホを同項の(3)のへとし、同項の(3)の二を同項の(3)のホとし、同項の(3)のハを同項の(3)の二とし、同項の(3)の口の次に次のように加える。

八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第2項（（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）の規定による認定を受けた施設（口に掲げる施設に該当するものを除く。）